

# 朝霞市野球連盟大会実施細則

## 第1章 社会人野球

(使用球)

第1条 社会人野球の使用球は、ナガセケンコーボールM号とする。

(クラス編成)

第2条 大会は、次の各号に掲げるクラス別編成により行う。

- (1) Aクラス 8チーム以内
- (2) Bクラス 20チーム以内
- (3) Cクラス A・Bクラス以外のチーム
- (4) 壮年の部 40歳以上の者で編成されたチーム

(試合方法)

第3条 試合時間は、Aクラス120分以内、B・Cクラス及び壮年の部は、90分以内とする。

2 組合せは、抽選により決定する。

3 Aクラスは、リーグ戦9回戦とする。

4 B・Cクラス及び壮年の部は7回戦とし、各クラス5チームのブロック編成をし、各予選リーグ戦を行い、成績上位2チームずつの各ブロック代表チームにより決勝トーナメント戦を行う。ただし、チーム数の事情等によりブロックチーム数は、5チーム以内又は5チームを超える場合もある。

5 コールドゲームは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 7回戦の場合 5回(4<sup>1</sup>/<sub>2</sub>回)以降7点差
- (2) 9回戦の場合 5回(4<sup>1</sup>/<sub>2</sub>回)以降10点差  
7回(6<sup>1</sup>/<sub>2</sub>回)以降7点差

6 降雨日没等により試合を中止する場合には、5回(4<sup>1</sup>/<sub>2</sub>回)以降の終了した最終均等回までの得点をもって勝敗を決するもとする。

7 延長戦は、Aクラスは12回まで、B・Cクラス及び壮年の部は9回までとする。ただし、第1項に規定する時間内とする。

8 予選リーグ戦においては、勝ち1ポイント、引分け0.5ポイント、負け0ポイントとする。

(順位の決定方法)

第4条 Aクラス、B・Cクラス及び壮年の部予選リーグ戦の順位の決定方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) Aクラスにおいては、リーグ戦のポイントの高い順から上位とする。ただし、ポイントが同一のときの順位の決定方法は、得失点差の大きいチーム、当該チーム間の勝敗、抽選の順とする。
- (2) B・Cクラス及び壮年の部の予選リーグ戦においては、ポイントの高い順から上位とする。ただし、各ブロックにおいてポイントが同一のときの順位の決定方法は、得失点差の大きいチーム、当該チーム間の勝敗、抽選の順とする。

(降格及び昇格)

第5条 降格するチームは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) Aクラスにおいては、順位の下位2チームとする。
- (2) B・Cクラスにおいては、0ポイント及び0.5ポイントのチームとする。

2 昇格するチームは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) Aクラスに昇格するチームは、Bクラスの決勝トーナメント戦優勝及び準優勝の2チームとする。

- (2) CクラスのチームがBクラスに昇格することができるチームは、前項第2号に該当する降格チーム数に応じたチーム数とし、Cクラスの決勝トーナメント戦の上位の順からとする。
- (3) 新年度のBクラスの登録チーム数が前号に該当する昇格チームを含めても20チームに満たない場合には、さらにCクラスの決勝トーナメント戦の上位の順により定めた補欠チームを昇格チームに加える。

(試合上の注意)

第6条 試合上の注意は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) Aクラスリーグ戦、B・Cクラス及び壮年の部の予選リーグ戦におけるベンチは、抽選番号の若いチームを一塁側とする。なお、決勝トーナメント戦においては、組合せの左側のチームを一塁側とする。
- (2) フェールボールは、それぞれのベンチ側チーム（バックネット前は、攻撃側チーム）で拾い球審に届けること。
- (3) シートノックは、原則として認めない。
- (4) ユニフォーム、帽子、ストッキング、アンダーシャツは必ず統一する。
- (5) ベンチ内及び球場の指定場所以外での喫煙は、禁止する。
- (6) 野球をするのにふさわしくない選手の試合出場は認めない。
- (7) ベースコーチャーへのヘルメット着用を義務付ける。
- (8) 中央公園野球場における次試合の投手の投球練習は、当該チームの先攻・後攻の決定後からとする。
- (9) ベンチ前、ネクストバッタースボックス内及びその周辺における、バットスウィング（素振り）を禁止する。
- (10) その他、全日本軟式野球連盟取り決め事項（別紙）等による。

(義務審判制)

第7条 義務審判は、そのチームの責任において、本連盟が定める職務を遂行するものとする。

- 2 義務審判は、担当する試合の進行に責任を持つこと。
- 3 義務審判は、自チームの試合終了後速やかに集合し所定の準備をすることとし、担当した試合終了後は、次の審判に用具その他を引継ぎ、退場すること。
- 4 義務審判の服装は、帽子、運動靴を着用すること。

(棄権の取扱)

第8条 試合開始時間に集合しない場合、また、集合しても選手が9人以下の場合及び義務審判を果たせなかった場合のチームは棄権による負けとし、対戦相手のチームに勝ちを与え、当該チームの得点の記録は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 9回戦においては、勝利チームは9点、敗戦チームは0点とする。
- (2) 7回戦においては、勝利チームは7点、敗戦チームは0点とする。

(チーム表彰及び個人表彰)

第9条 チーム表彰は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 優勝、準優勝及び第3位
- (2) 特別賞として、特別な成績等を収めたチーム。

2 個人表彰は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 優秀選手賞 各クラス及び壮年の部の優勝チームから選出された者。
- (2) 特別賞 特別な記録等を達成した者で、理事会で選出した者。

3 前二項各号に規定に限らず、特に会長が推挙したチーム及び個人。

(雑則)

第10条 大会日程は、雨天等により延期する以外は、如何なる理由があっても変更は認められない。ただし、本連盟を代表して、諸大会に出場する場合は、その限りでない。

2 チームは、グラウンド整備等を必ず行うこと。また、球場周辺住民に迷惑をかけないよう行動すること。

## 第2章 中学生・学童野球

(使用球)

第11条 大会の使用球は、中学生の部においてはナガセケンコーボールM号、学童の部においてはナガセケンコーボールJ号とする。

(連盟主催大会)

第12条 連盟が主催する大会は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 中学生大会

イ 朝霞市民総合体育大会中学生の部兼朝霞市少年野球大会

(2) 学童大会

イ 朝霞市民総合体育大会学童の部兼朝霞市少年野球大会

ロ 朝霞市学童秋季大会(学年別)

ハ その他、県大会等の予選会

(チーム編成)

第13条 チーム編成においては、中学生チームは学校単位で編成し、学童チームは朝霞市在住及び在学によって編成する。

(登録人数)

第14条 チームの登録できる人数は、1チーム30名以内とする。ただし、県大会等対外試合については20名以内とする。

(大会日程)

第15条 大会日程及び組合せは、代表者会議において抽選により決定する。

(試合方法)

第16条 試合時間は7回戦90分以内とし、試合形式は、トーナメント戦又はリーグ戦とする。

2 延長戦は9回までとする。ただし、前項に定める時間内とし、勝敗の決しないときは、抽選により決する。

(遵守事項)

第17条 チームは、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 学童の変化球の禁止。

(2) 危険防止のための捕手のヘルメット、プロテクター、レガース、マスク及び打者・次打者並びに走者・ベースコーチャーのヘルメットの着用。

(試合の延期)

第18条 大会日程について、雨天等により中止された場合は、原則として順延とする。ただし、特に変更があるときは、連盟から連絡する。

(委任)

第19条 中学生・学童野球においてこの細則に定めのないことは、社会人野球に準じて行うものとする。

2 本細則の施行について必要な細部は、大会要綱において定める。

### 附 則

この細則は、昭和52年3月12日から施行する。

この細則は、昭和53年3月10日から施行する。

この細則は、昭和54年4月25日から施行する。

この細則は、昭和56年1月22日から施行する。

この細則は、昭和60年2月16日から施行する。

この細則は、昭和62年2月18日から施行する。

この細則は、平成 8 年 3 月 1 0 日から施行する。  
この細則は、平成 1 1 年 2 月 1 4 日から施行する。  
この細則は、平成 1 6 年 2 月 8 日から施行する。  
この細則は、平成 2 2 年 2 月 7 日から施行する。  
この細則は、平成 2 4 年 3 月 1 8 日から施行する。  
この細則は、平成 2 5 年 3 月 1 7 日から施行する。  
この細則は、平成 2 7 年 3 月 2 9 日から施行する。  
この細則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。  
この細則は、平成 3 1 年 4 月 7 日から施行する。